

二次応募案における事前質疑に関する検討について（案）

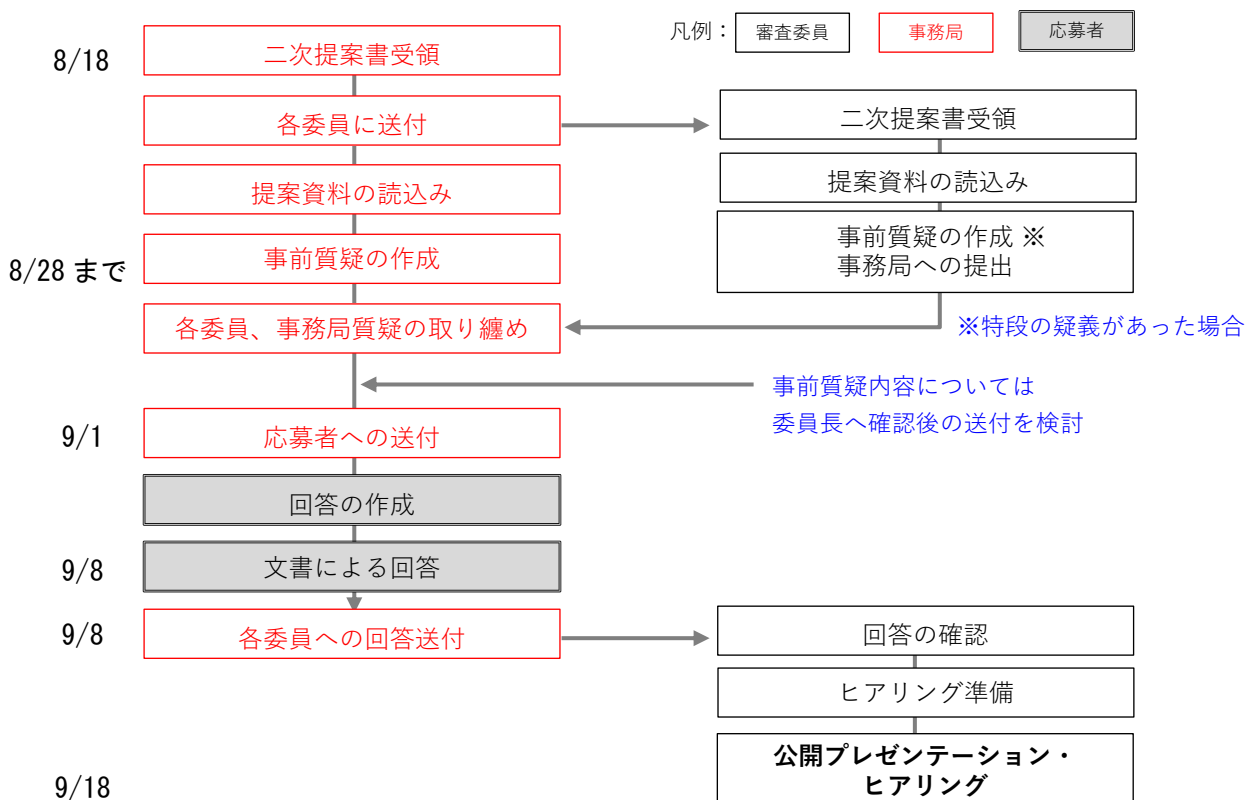
資料 9

「事前質疑」を検討する理由：

- ・プロポーザルであっても、「提案を踏まえて 人・組織」を選ぶということにおいて、その提案の実現性（特に技術面での工期、工事費、法規など）に仮に明らかな疑義や基本構想との大幅な相違のある提案があった場合は、応募者からの回答を得ることで、審査委員の審査時の評価の補足となる可能性があります。
- ・公開プレゼンテーションにおいてヒアリングを行います。審査委員の疑問に対し応募者から、十分に満足な回答を得られるだけの時間の確保が難しい可能性があります。
- ・そのため二次提案書を受領後、提案を確認の上、技術面での実現性に関し明らかな疑義があった場合は、公開プレゼンテーション・ヒアリングより前の段階で、応募者に対し質疑を送付し回答を求めることを検討します。

「事前質疑」のプロセス

- ・提出された二次提案書は、審査委員が読み込みを行います。二次提案書の内容と基本構想との相違などを確認し、明らかな疑義がある場合は事前質疑を作成します。審査委員から特段の疑義がある場合、事務局でも読み込みも含め、事前質疑の作成を行います。事前質疑は、対象の応募者へ送付します。
- ・質疑を受領した応募者は公開プレゼンテーション・ヒアリングの約 1 週間前までに、**文章にて※事務局へ回答**を提出していただき、事務局から各審査委員へ回答を送付いたします。
（※図表による回答は、提案書以外の新たな提案となる可能性があるため、文章に限定します）
- ・なお、この質疑回答は疑義があった応募者のみとの質疑回答となり、他の応募者への開示はされません。また、質疑回答は全ての審査委員に共有するものとします。



■ 質疑・回答における公開プレゼンテーション・ヒアリング時点での取り扱い方法

二次提案書に対し事務局（審査委員会）から質疑が出された内容について、応募者側で内容の修正が必要と判断した場合（提案した内容が成立していなかった場合）でも、文書での回答や新たな提案にならない範囲でのプレゼンテーション時の説明は認めるものの、公正性の視点からすでに提出された[提案書の修正は認めない](#)ものとします。

以上